

第18回北斗市農業委員会総会議事録

令和5年8月30日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和5年8月30日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 3階 大会議室					
委員の出欠状況 (出席 13名) (欠席 1名)	1番	澤 田 亨	欠席	8番	落 合 修	出席
	2番	山 本 正 人	出席	9番	吉 田 勝 幸	出席
	3番	齊 藤 介 男	出席	10番	佐々木 敬 子	出席
	4番	笠 原 勝 幸	出席	11番	時 田 孝 喜	出席
	5番	佐々木 秀 樹	出席	12番	加 藤 隆	出席
	6番	岡 村 栄 士	出席	13番	佐々木 勝 利	出席
	7番	中 川 哲	出席	14番	和 田 勝 雄	出席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 吉 田 賢 一 係 長 大 森 千 里					

<p>会長提出議案</p>	<p>報告第1号 土地の現況証明書（専決事項）の交付について</p> <p>報告第2号 農地法第3条の規定による届出について</p> <p>報告第3号 農地移動適正化あっせん申出の取下げについて</p> <p>議案第1号 土地の現況証明書の交付について</p> <p>議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について</p> <p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について</p> <p>議案第6号 農地移動適正化あっせんの申出について</p> <p>議案第7号 土地の現況証明調査委員の指名について</p>
<p>委員提出議案等の標題</p>	

第18回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和5年8月30日 午後 1時30分

- | | | |
|-------|--|---------|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 日程第 2 | 会期の決定について | |
| 日程第 3 | 土地の現況証明書（専決事項）の交付について | （報告第1号） |
| 日程第 4 | 農地法第3条の規定による届出について | （報告第2号） |
| 日程第 5 | 農地移動適正化あっせん申出の取下げについて | （報告第3号） |
| 日程第 6 | 土地の現況証明書の交付について | （議案第1号） |
| 日程第 7 | 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について | （議案第2号） |
| 日程第 8 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について | （議案第3号） |
| 日程第 9 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について | （議案第4号） |
| 日程第10 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について | （議案第5号） |
| 日程第11 | 農地移動適正化あっせんの申出について | （議案第6号） |
| 日程第12 | 土地の現況証明調査委員の指名について | （議案第7号） |

第18回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和5年8月30日

番号	番号 報告・議案	件名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第1号	土地の現況証明書（専決事項）の交付について	会長	報告済	2件
2	報告第2号	農地法第3条の規定による届出について	会長	報告済	1件
3	報告第3号	農地移動適正化あっせん申出の取下げについて	会長	報告済	3件
4	議案第1号	土地の現況証明書の交付について	会長	決定	2件
5	議案第2号	農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について	会長	決定	7件
6	議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について	会長	決定	5件
7	議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について	会長	決定	9件
8	議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について	会長	決定	2件
9	議案第6号	農地移動適正化あっせんの申出について	会長	決定	4件
10	議案第7号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	—

第18回北斗市農業委員会総会

(午後 1時30分 開会)

<p>(開会宣言) 和田会長</p>	<p>それでは、始めさせていただきたいと思います。 今日は、何となく涼しいというような感じで、先般までは暑い日が続いておりました、野菜には大変迷惑な話で、ハウスの中は大変だということで、トマトは農協のほうで選果しているんですけども、それが溜まってコンテナが足りないという話を聞いております。稲だけが早いんですけども、実がかなりついてきたということで、まだ北海道電力の水のほうもやっているような状況で、何とか去年よりもとれるのではなかろうかというような話でございます。私が言うよりも、皆さんのほうが何かと情報を共有していることと思います。 皆さんは、暑さに負けないで頑張っていると思いますが、健康には十分注意していただきたいと思います。 本日は、第18回総会でございます。涼しい中で進めさせていただきたいと思います。本日は報告3件、議案7件であります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げまして、簡単ですが挨拶いたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>委員の動向をお知らせいたします。 1番澤田委員より欠席の届出がありましたので、お知らせいたします。 北斗市農業委員会会議規則第7条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理する」こととなっておりますので、この後の議事については和田会長が進行いたします。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、早速、会議を始めさせていただきます。 本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。直ちに日程に入ります。</p>
<p>日程第1 議長</p>	<p>日程第1 本日の会議録署名委員を指名いたします。 議席番号9番吉田勝幸委員、議席番号10番佐々木敬子委員の両名を指名いたします。</p>
<p>日程第2 議長</p>	<p>日程第2 会期の決定についてをお諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日と決定することに、御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)</p>

<p>議 長</p> <p>日程第 3 議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>日程第 4 議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p>	<p>御異議なしと認め、本総会は本日 1 日と決定いたしました。</p> <p>日程第 3 報告第 1 号「土地の現況証明書（専決事項）の交付について」を議題といたします。 番号 1 及び番号 2 を一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>（事務局：朗読）</p> <p>事務局長より説明があります。</p> <p>御説明いたします。 番号 1 及び番号 2 につきましては、函館江差自動車道北斗富川 I C より南西側の土地でございますが、地目変更するため、このたび現況証明願いが出されたものでございます。この土地につきましては、昭和 5 2 年 4 月に農地法第 5 条の規定による届出がありまして、現況が転用目的に供した土地であると認められることから、北斗市農業委員会土地の現況証明願処理要領第 8 条第 1 項第 2 号の規定により専決処分しましたことを御報告するものでございます。 以上でございます。</p> <p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p> <p>日程第 4 報告第 2 号「農地法第 3 条の規定による届出について」を議題といたします。 番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>（事務局：朗読）</p> <p>事務局長より説明があります。</p> <p>御説明いたします。 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定によりまして、農地又は採草放牧地について、相続等により権利を取得した者は農業委員会に届け出ることとなっております。 番号 1 につきましては、北海道電力ネットワーク(株)清水川変電所より東側・南側の農地ございまして、この届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことを御報告するものでございます。</p>
---	---

<p>議 長</p>	<p>以上でございます。</p> <p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>
<p>日程第5 議 長</p>	<p>日程第5 報告第3号「農地移動適正化あっせん申出の取下げについて」を議題といたします。 番号1から番号3までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。 番号1につきましては、萩野小学校より西側の農地で、令和5年5月総会においてあっせんの申出がされておりましたが、賃貸借先が決まったことから取り下げるものでございます。番号2につきましては、北海道電力ネットワーク(株)清水川変電所より南西側・北西側の農地で、令和5年6月総会においてあっせんの申出がされておりましたが、売買先が決まったことから取り下げるものでございます。番号3につきましては、第一自動車工業(株)より西側の農地で、平成17年5月総会においてあっせんの申出がされておりましたが、売買先が決まったことから取り下げるものでございます。 なお、番号1の案件につきましては、この後の議案第5号(使用貸借の決定)において、番号2及び番号3につきましては議案第3号(所有権移転の決定)において議案御審議いただく予定となっております。 以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>
<p>日程第6 議 長</p>	<p>日程第6 議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。 番号1及び番号2を一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p>

	(事務局：朗読)
議 長	朗読が終わりましたので、調査委員を代表いたしまして、加藤隆委員より報告をお願いいたします。
加藤委員	<p>それでは、報告いたします。</p> <p>調査年月日は、令和5年8月9日です。調査委員は、自分と笠原委員、澤田職務代理、それに事務局から2名の計5名で調査してきました。1の土地ですけれども、当該地は申請のとおり宅地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。2の土地ですけれども、当該地は申請のとおり畑として利用されており、農地（畑）と認定する。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第7	
議 長	<p>日程第7 議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号7までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の6カ月以内に行われていることが要件となっております、解約合意と引き渡しが行われ、通知されておりますので問題ないと考えられます。</p> <p>なお、番号6を除く案件につきましては、この後の議案第4号(賃貸借の決定)において御審議いただく予定となっております。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第8	
議 長	日程第8 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規

<p>議 長</p>	<p>定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号5までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>（事務局：朗読）</p>
<p>事務局長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p> <p>御説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、北海道水田発祥の地碑より北側の農地でございます。隣接地を耕作する方へ売買するものでございます。番号2及び番号3の案件につきましては、先ほどの報告第3号（あっせんの取下げ）がありましたリバーサイドゴルフ練習場より北側、北海道電力ネットワーク(株)清水川変電所より南西側の農地でございます。経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するものでございます。番号4につきましては、函館育ちライスターミナルより南東側及び北側の農地でございます。平成31年2月よりこの農地を耕作してきました方へ売買するものでございます。番号5につきましては、報告第3号（あっせんの取下げ）がありました第一自動車工業(株)より西側の農地でございます。令和2年2月よりこの農地を耕作してきました方へ売買するものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第9 議 長</p>	<p>日程第9 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号9までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>（事務局：朗読）</p>
<p>議 長</p> <p>事務局長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p> <p>御説明いたします。</p> <p>番号1から番号4までの案件につきましては、先ほどの議案第2号（合意解約通知の成立状況の確認）がありました八郎沼公園より東側・南側などの農地でございます。労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号5につきましては</p>

も、合意解約通知の成立状況の確認がありました沖川小学校より南側の農地でございます。高齢のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号6及び番号7につきましては、文月拓友会館より南東側の農地でございますが、この案件につきましては農地中間管理事業を活用するもので、公益財団法人北海道農業公社が借り受けたのち、これまで耕作してきました法人へ貸し付けるものでございます。番号8につきましては、三好会館より東側の農地でございます。高齢のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号9につきましては、JR北海道新函館変電所より西側の農地で、引き続き5年の期間を設定し賃貸借するものでございます。

以上、よろしく御審議願います。

議 長

朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

11番時田委員。

時田委員

番号6の個人名について、この方はこの農地のほかにまだ所有している農地はあるんですか。

議 長

事務局長。

事務局長

お答えいたします。

この方の農地としては、この1筆だけとなっております。以上です。

議 長

時田委員。

時田委員

ということは、相続でこの農地を取得したということですか。

議 長

事務局長。

事務局長

はいそうです。相続により受けている土地でございます。

議 長

時田委員。

時田委員

そうしたら、この人の場合は農業公社から何かプラスアルファがあるということですね。

議 長

事務局長。

事務局長

この中間管理事業につきましては、持っている農地をすべて公社に貸すと協力金というものが入るという事業上の要件になっているんですが、ちょっとそこまでは、申し訳ないのですが確認しておりませんが、そういう要件に該当するかと思います。以上です。

時田委員

そうですよね。わかりました。

議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第10 議 長	<p>日程第10 議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について」を議題といたします。</p> <p>番号1及び番号2を一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>（事務局：朗読）</p>
議 長 事務局長	<p>事務局長より説明があります。</p> <p>御説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、先ほどの報告第3号（あっせんの取下げ）がありました萩野小学校より西側の農地で、遠隔地のため近接地を耕作する方と使用貸借するものでございます。番号2につきましては、リバーサイドゴルフ練習場より北側の農地でございまして、自身が経営する法人と使用貸借するものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>11番時田委員。</p>
時田委員	<p>この1番の、個人名の農地ですけども、前に個人名が賃貸契約で借りて耕作していたと思うんだけど、これはどういう訳で、使用貸借で個人名が作るようになったのか、それとも3年後には個人名が買う形で契約したのか、ちょっとその辺何か聞いていますか。</p>
議 長 岡村委員	<p>岡村委員。</p> <p>使用貸借にした理由としては、今は水張りをしないとだめで、あそこは地盛りをされていて水張りも何もできなくて、麦か豆かそこら辺しか作れないということで、麦とか豆を作っている農家さんに声掛けをして、個人名はかなり渋ったんだけど、作ってもいいよという感じで。その理由としては、貸し手のほうも使用貸借でもいいですよという話があったんで、それであれば作ってもいいですよという感じで、今のようになったんです。</p>
議 長 時田委員	<p>時田委員。</p> <p>それじゃあ、この土地は畑地化に申請しているか何かなんですかね。</p>

議 長	岡村委員。
岡村委員	畑地化に申請しているかどうかまではちょっとわからないですけど、この隣はまだ[個人名]で豆を作っているんです。それで、将来的にそこも一緒に借りてほしいみたいで、[個人名]は離すということなので。
議 長	時田委員。
時田委員	今、[個人名]で借りているところは、田んぼにできるんだよね。今、使用貸借した土地は盛土しているから用水から水が上がらないという場所だから使用貸借ということで。ただ単にそういうことなんだ。
議 長	よろしいですか。
時田委員	はい、わかりました。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 1 1 議 長	日程第 1 1 議案第 6 号「農地移動適正化あっせんの申出について」を議題といたします。 番号 1 から番号 4 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	朗読が終わりましたので、あっせん委員を指名いたします。 番号 1 につきましては、議席番号 2 番山本正人委員、議席番号 1 1 番時田孝喜委員、補助委員として高橋陽一推進委員を。番号 2 につきましては、議席番号 3 番齊藤介男委員、議席番号 7 番中川哲委員、補助委員として山本浩幸推進委員を。番号 3 につきましては、議席番号 1 番澤田亨委員、議席番号 6 番岡村栄士委員、補助委員として加藤美智子推進委員を。番号 4 につきましては、議席番号 2 番山本正人委員、議席番号 1 1 番時田孝喜委員、補助委員として高橋陽一推進委員を指名することに、御異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 あっせん委員に指名された方は、よろしく願いいたします。
事務局長	議長、いいですか。
議 長	事務局長。

